③　株式会社アイ・シー・エフ株券取得に係る偽計事件
【平成20年３月５日告発、平成24年７月５日決定（最高裁）】
平成20年10月10日、大阪地方裁判所は、被告会社に、罰金500万円、追徴金７億3,315万円の判決を言い渡し、被告会社は控訴した。
平成22年２月３日、大阪高等裁判所は、被告会社の控訴を棄却し、被告会社は上告した。
平成24年７月５日、最高裁判所は、上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であって、上告理由には当たらないとして、被告会社の上告を棄却し、上記判決は確定した。
（上記被告会社と同時に起訴された被告人３名については、いずれも一審において有罪判決確定）

④　オックスホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件
【平成23年３月22日告発、平成24年７月19日判決（東京高裁）、平成24年10月30日決定（最高裁）】
平成24年３月７日、東京地方裁判所立川支部は、被告人（会社役員）に、懲役３年（実刑）、追徴金約3,232万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。
平成24年７月19日、東京高等裁判所は、一般投資家の証券市場の公正性と健全性に対する信頼を損なうものであって、被告人は長年にわたり株式投資に関わり、内部者取引の問題性を十分認識していたにもかかわらず、知人をも巻き込んで、本件犯行に及ぶなどしており、悪質というほかなく、また、800万円を超える利益も得ていることなどから、被告人の刑事責任は軽くないというべきであり、本件が執行猶予を付すべき事案であるとは認め難く、被告人を懲役３年に処した原判決の量刑は、その刑期の点でもやむを得ないものであって、これが重過ぎて不当であるとはいえないとして、被告人の控訴を棄却し、被告人は上告した。
平成24年10月30日、最高裁判所は、上告趣意は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、上告理由には当たらないとして、被告人の上告を棄却し、上記判決は確定した。

⑤　株式会社西友株券の公開買付けに係る内部者取引事件
【平成22年12月７日告発、平成24年９月７日判決（東京地裁）】
平成24年９月７日、東京地方裁判所は、被告人が株式会社西友の社外取締役である妻からインサイダー情報を積極的に聞き出すなどした上、そのインサイダー情報に基づき、被告会社及び被告人名義で両名義分合計して約1,388万円もの利益を得て、証券市場の公正性や健全性を害し、ひいては一般投資家の証券市場に対する信頼を傷つけており、このような取引の態様の悪質性や規模からすれば、被告会社及び被告人の刑事責任は重いとして、被告会社に、罰金400万円、追徴金約2,766万円（被告人と連帯）、被告人に、懲役２年（執行猶予３年）、罰金100万円、追徴金合計約3,725万円（うち約2,766万円は被告会社と連帯）の判決を言い渡した。被告会社及び被告人は控訴したが、両名とも控訴を取り下げたため、上記判決は確定した。

⑥　株式会社富士バイオメディックスに係る虚偽有価証券報告書等提出事件
【平成23年５月27日告発、平成24年９月20日判決（東京高裁）】
平成24年３月８日、東京地方裁判所は、被告人Ａに、懲役２年（実刑）の判決を言い渡し、被告人は控訴した。
平成24年９月20日、東京高等裁判所は、犯行結果は重く、計画的犯行であるなど犯行態様も悪質な事案である上、上場企業の代表取締役として業務全般を統括していた被告人が、部下に対し、粉飾決算やその隠蔽を指示した行為は、企業コンプライアンスを無視する到底許されない行為であって、本件各犯行の経緯等に酌量の余地はないというべきであり、さらに、被告人が本件を主導したと評価した原判決の説示にも誤りがあるとはいえず、原判決の量刑が重すぎて不当であるとはいえないとして、被告人Ａの控訴を棄却した。被告人Ａは上告したが、上告を取り下げたため、上記判決は確定した。
（上記被告人Ａと同時に起訴された被告人３名については、いずれも一審において有罪判決確定）

⑦　黒崎播磨株式会社株券にかかる内部者取引事件⑴⑵
【平成24年３月22日告発、平成24年９月26日判決（福岡地裁）、平成25年２月20日判決（福岡高裁）】
平成24年９月26日、福岡地方裁判所は、本件で売買した株券の価額及び被告人Ａ及び被告人Ｂが本件各犯行によって得た売買差益は多額であり、本件各犯行によって証券取引市場の公正さが害され、一般投資家の証券市場に対する信頼を大きく傷つけたといえ、また、本件各犯行がインサイダー取引でないことを装うため、被告人Ｂや第三者名義の証券取引口座等を利用して、本件各インサイダー取引に及んでおり、犯行態様は計画的かつ悪質であって、被告人両名の刑事責任は重いとして、被告人Ａに、同時に審理された詐欺等の事実と併せて、懲役３年（執行猶予５年）、罰金300万円、追徴金約２億2,442万円、被告人Ｂに、犯罪による収益の移転防止に関する法律違反等と併せて、懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金200万円、追徴金約２億1,693万円の判決を言い渡し、被告人Ａに対する上記判決は確定したが、被告人Ｂは控訴した。
平成25年２月20日、福岡高等裁判所は、不公正な取引が信用取引によってされたという事情のみをもって、不公正な取引により得た財産全額ではなく売買差益のみを没収、追徴の対象とすべきであると解するのは相当とは言い難く、さらに、追徴を命ぜられるべき「犯人」に共同正犯者が含まれ、最終的に利益が帰属したか否かは問わないことはもとより、共犯者の個々の利得状況等共犯者間の内部的事情を考慮して各人からの追徴額を決めることは想定されていないと解されるから、被告人が得た利益が共犯者よりも少ないからといって、追徴額を減額するのは相当ではなく、また、犯罪行為により得られた財産の取得の状況等に関わらない被告人の資力等の一般情状を殊更重視することも相当ではないとして、被告人Ｂの控訴を棄却し、被告人Ｂに対する上記判決は確定した。

⑧　大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件
【平成22年10月28日告発、平成24年11月19日決定（最高裁）】
平成23年３月10日、大分地方裁判所は、被告人に、懲役２年４月（執行猶予４年）、罰金600万円、追徴金約２億6,148万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。
平成23年８月26日、福岡高等裁判所は、被告人の控訴を棄却し、被告人は上告した。
平成24年11月19日、最高裁判所は、上告趣意は単なる法令違反、量刑不当の主張であって、上告理由には当たらないとして、被告人の上告を棄却し、上記判決は確定した。

⑨　株式会社ニイウスコーに係る虚偽有価証券報告書等提出事件⑴⑵
【平成22年３月２日、平成22年３月19日告発、平成24年12月13日判決（東京高裁）、平成25年１月17日判決（東京高裁）】
平成23年９月20日、横浜地方裁判所は、被告人Ａ（当該会社代表取締役会長）に、懲役３年（実刑）、罰金800万円の判決を言い渡し、被告人Ａは控訴した。
平成24年12月13日、東京高等裁判所は、公正かつ透明な証券取引に対する国民の信頼を確保するためには、有価証券報告書等により、企業の事業内容、財務内容を正確かつ明瞭に開示し、それを基盤として一般投資家に必要な事項の判断をさせることが重要であるのに、被告人らの行為はこの点をないがしろにするものであって、本件各犯行は、グローバル化した我が国の金融、証券市場全体の信頼性をも大きく損なったもので、その社会的影響が大きいことも無視できず、また、当審における被告人の供述に照らしても、一連の粉飾決算に及んだことについて、十分な反省がみられるとはいい難いとして、被告人Ａの控訴を棄却した。被告人Ａは上告したが、上告を取り下げたため、被告人Ａに対する上記判決は確定した。
平成23年９月15日、横浜地方裁判所は、被告人Ｂ（当該会社代表取締役副会長）に、懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金300万円の判決を言い渡し、被告人Ｂは控訴した。
平成25年１月17日、東京高等裁判所は、被告人Ｂは、長年被告人Ａの補佐として、自らも不正に関与した上、不正取引の実行者に助言をしたり、本件会社の監査対応の実質的責任者として不正取引等が発覚しないよう監査対応をするなど、重要な役割を果たしたことは否定できず、その刑事責任は大きく、原判決の量刑判断が重すぎて不当であるということはできないとして、被告人Ｂの控訴を棄却した。
被告人Ｂは上告し、現在、最高裁判所において公判係属中である。